

福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための 第三者提供に関するガイドライン（案）

（目的）

第1条 福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、福島県（以下「県」という。）が行う、福島県県民健康調査に係る調査情報の提供に関する事務処理の明確化及び標準化並びに有識者の行う審査の基準等を定め、県がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 調査情報 公立大学法人福島県立医科大学（以下「福島県立医科大学」という。）において管理している県民健康調査のデータベースに記録されている県民健康調査の情報をいう。
- （2） 研究機関 研究を実施する法人、行政機関及び個人事業主をいう。
- （3） 申請者 研究責任者として利用者を代表し、調査情報の提供を求める者をいう。
- （4） 利用者 自ら又は申請者の責任の下において調査情報の提供を受け、実際にこれを利用する者をいう。
- （5） 補助者 利用者の責任の下において利用者の研究活動を補助する者をいう。
- （6） 学生等 大学生、大学院生、保健師及び臨床検査技師等をいう。
- （7） 所属機関 第7条1項に規定する研究機関であって申請者が常勤の役員又は職員として所属しているものいう。
- （8） 審査会 合議により調査情報の提供の可否等について県へ意見を述べる有識者から構成される会議をいう。
- （9） 倫理指針 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）をいう。

（対象となる研究）

第3条 ガイドラインに規定する調査情報提供の対象となる研究は、公益性のある学術研究であって、当該学術研究の成果をピアレビュー付きの学術論文として公表するものとする。

（調査情報提供の形式）

第4条 提供する調査情報は、県があらかじめ示す項目から申請者が選択し、県が定める形式により提供する。

(県の業務)

第5条 県は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事前相談への対応
- (2) 調査情報提供申請書（以下「申請書」という。）の受付
- (3) 審査会の庶務
- (4) 審査結果の通知
- (5) 調査情報の提供
- (6) 提供した調査情報の保管
- (7) 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターとの連絡調整
- (8) 調査研究結果の公表前確認
- (9) 調査情報利用期間終了後の処置の確認
- (10) 利用者による利用実績の報告に係る事務
- (11) その他調査情報の提供に関する事務

2 前項に定める業務は、県民健康調査課が行うものとする。

(事前相談)

第6条 県は調査情報の提供について、調査情報の提供を求める者から連絡、相談等があった場合、調査情報の提供の趣旨、手続等について説明を行うものとする。

(申請者等)

第7条 申請者は、次に掲げる研究機関（以下「特定研究機関」という。）に所属している者とする。

- (1) 国内の行政機関、国立研究開発法人、国立研究開発法人以外の独立行政法人及び特殊法人
- (2) 公益財団法人及び公益社団法人
- (3) 大学（大学院を含む。）及び高等専門学校
- (4) 国内の民間研究機関
- (5) 海外の研究機関（前各号に掲げる研究機関と共同で研究を行うものに限る。）

2 利用者（申請者及び学生等を除く。）は、特定研究機関に所属している者とする。

(申請書の受付)

第8条 申請者は、調査情報の提供を求める場合、福島県県民健康調査情報の提供に関する申請書（様式第1号）を県へ提出するものとする。

2 申請書は、日本語で作成するものとする。

(申請時に必要な添付書類等)

第9条 申請時に必要な添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 全ての利用者（調査研究の一部を委託する場合には、委託先の利用者も含む。）が福島県県民健康調査の調査情報の提供に関する利用規約（以下「利用規約」という。）に対し、当該利用規約の内容を遵守する旨を認め署名又は記名押印した誓約書（様式第2号）

- (2) 申請者が調査研究の一部を委託する場合、次に掲げる書類
- ア 調査研究等の委託に係る申立書（様式3号）
 - イ 委託に係る契約書の写し
 - ウ 秘密保持に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し
- 2 契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、調査研究等の委託に係る申立書（様式第3-2号）を添付することで、委託契約書及び覚書等の添付に代えることができる。この場合において、契約締結後に速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、調査情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に調査情報の提供を行うものとする。

（申請書の形式の点検）

第10条 県は、申請者から申請書を受領した場合、当該申請について形式審査報告書（様式第4号）を用いて形式の点検を行うものとする。

- 2 県は、前項の形式の点検に適合した際は、審査会へ審査の依頼を行うものとする。

（申請書に基づく審査）

第11条 審査会は、県から受領した申請書について、当該申請について審査報告書（様式第5号）により審査を行い、結果を県に通知するものとする。この場合において、審査会は当該調査情報を提供するに当たり、申請者に対し条件を付して承認することができるものとする。

- 2 審査会は、原則非公開で行うものとする。

（審査基準）

第12条 審査会は、次に掲げる基準により調査情報の提供について審査を行うものとする。

- (1) 調査情報の利用の目的が次に掲げる基準を満たすこと
- ア 研究目的やその計画内容等に公益性があること
 - イ 研究成果が、学術の発展に資するものであること
 - ウ 研究成果が県民の健康の維持、増進その他県民の利益につながるものであること
- (2) 申請者及び利用者（学生等を除く。）は、特定研究機関に所属する者であって、研究活動を行うことを職務とし、所属する研究機関における研究活動に実際に従事している者であること
- (3) 利用者（学生等に限る。）は、申請者又は利用者である研究者の責任の下で調査情報を利用する者であること
- (4) 研究計画の的確性については、次に掲げる基準を満たすこと
- ア 研究過程において、他の情報との照合により個人を識別する内容となっていないこと
 - イ 明らかに不適切な分析方法になっていないこと
 - ウ 研究に不必要な調査情報の提供を求めるものとなっていないこと
 - エ 調査情報の利用期間が研究計画及び研究結果の公表時期と整合性がとれていること

オ 一の研究計画に対して、原則一の論文となっている等研究計画と公表予定内容との整合性がとれていること

- (5) 利用者の研究活動に関する過去の実績、研究に係る人的及び組織的な体制の整備状況等を総合的に判断して当該研究が実施可能であると認められること
- (6) 研究結果について、学術論文を掲載することを目的として発行されるピアレビュー付きの学術誌に投稿する計画となっていること
- (7) 提供情報の利用期間（公表期間を含む。）が原則2年以内となっていること（利用期間の延長を申請する場合は、最長で通算5年以内となっていること）
- (8) 研究の実施に当たり、申請者及び利用者がその者の所属機関からの承認を得ていること
- (9) 研究の実施について、倫理指針に基づく倫理審査委員会の承認を得ていること
- (10) 研究の実施について、研究の全部又は主要な部分を外部に委託しないこと。研究の一部を委託する場合には、委託する研究の範囲及び委託を行う必要性が、研究の目的及び内容に照らして、合理的であると認められること
- (11) 利用者が調査情報を利用するに当たっては、調査情報の利用に制限を設けるとともに、組織的及び物理的な安全対策を講じるなど厳格な管理がされていること

（審査結果の通知等）

第13条 県は、審査会の審査結果を参考に、速やかに、申請者に対して、次の各号に掲げる場合に依り、通知を行うものとする。

- (1) 申請を承認した場合 調査情報提供承認通知書（様式第6号）（申請事項を変更し、又は条件を付した場合には、その事項を記載したもの）
 - (2) 申請を承認しない場合 承認しない理由を記載した調査情報提供不承認通知書（様式第7号）
- 2 県は、前項に規定する通知の状況について福島県県民健康調査調査情報提供管理台帳（様式第8号）により適正に管理を行うものとする。

（調査情報の提供等）

第14条 県は、前条の規定により通知を行った後速やかに申請者に対し、調査情報の提供等を行うものとする。

- 2 調査情報は、申請者が申請書に記載した方法により提供する。
- 3 提供する調査情報は、暗号化しパスワードを付与すること等により保護する。
- 4 県は、調査情報の提供に当たって、利用者に対して、情報の保護等に関する規定に基づく制限及び義務が課されること及び不適切行為があった場合には、第19条に規定する対応をとることを必ず説明するものとする。
- 5 県は、第1項に基づき申請者に提供した調査情報について、申請者が読み取りエラー等の障害を発見し、調査情報を受領してから14日以内に申し出た場合は、障害を確認した上で、提供媒体の交換に応じるものとする。

（研究結果の公表前の確認等）

第15条 申請者は、公表予定の研究結果の内容について公表前に文書で県に報告しなけれ

ばならない。

- 2 県は、前項に規定する報告があった場合、次に掲げる事項その他必要な事項について確認するとともに、審査会に意見を聴くものとし、必要に応じ、申請者に対して必要な指導や助言等を行うものとする。
 - (1) 研究結果が調査情報の提供時の目的に合致していること
 - (2) 研究計画と公表内容との整合性がとれていること
 - (3) 特定の個人を識別し得る結果が含まれていないこと
 - (4) 論文投稿先がピアレビュー付きの学術誌となっていること

(利用期間中の対応)

第16条 県は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合には、利用者からの情報の取扱いに関し報告させるものとし、県は利用者に対し、必要に応じ情報の取扱いに関し助言をするものとする。

- 2 前項の規定により利用者に助言を行った場合、県は当該利用者に対して自ら又は指定した第三者により適切な監査手順に基づいた監査等を行うことができる。
- 3 第2項の実地監査を行う場合、県は必要に応じて実地監査を行う旨を事前に申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、延長により承認された利用期間が2年を超える場合には、2年ごとを目途として、県に対し、申請書及び調査研究の進捗状況が分かる書類を用いて、利用状況を報告しなければならない。
- 5 申請者は、県から進捗状況の報告を求められた場合、報告の求めがあった日から2週間以内に申請書及び調査研究の進捗状況が分かる書類を提出しなければならない。
- 6 申請者は、承認された利用期間中に次に掲げる場合に該当するときは、福島県県民健康調査情報等の提供に関する変更申請書(様式第9号)により変更の申請をしなければならない。この場合において、県は、当該申請の変更について、審査会の意見を聴くものとする。
 - (1) 成果の公表形式を変更する場合
 - (2) 利用期間の延長を希望する場合(利用期間は最長で通算5年以内で必要最小限の期間とする。)
 - (3) 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか申請内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
- 7 県は、前項の申出に係る審査会の開催後に、速やかに申請者に対して、当該申請に対する審査結果の通知を行うものとする。
- 8 申請者は、第6項各号に掲げる変更以外の変更が生じた場合は、変更届出書(様式第10号)を県に届け出なければならない。
- 9 県は、利用者から情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合の報告、又はその恐れのある報告を受けた場合は、速やかに調査、回収等適切な対応を行うものとする。
- 10 県は、前項における漏えい等の原因が災害、事故その他の利用者の合理的支配を超えた事由である場合において、申請者が再度調査情報の提供の希望を申し出た場合は、必要な調査情報の提供を行うものとする。

(利用期間終了後の処置の確認)

第17条 申請者は、承認を受けた利用期間終了後に、速やかに、利用後の処置について破棄処置報告書(様式第11号)により県に報告するものとする。

2 県は、確実に破棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者からの情報の取扱いに関し報告させる等して確認するものとする。

3 県は、前項に規定する報告において必要があると認められる場合には、情報の取扱いに関し助言をするものとする。この場合において、県は、申請者に対して適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(利用実績の報告)

第18条 申請者は、提供を受けた調査情報の利用期間の終了後に、速やかにその利用実績について、実績報告書(様式第12号)により県に報告するものとする。

2 県は、必要に応じ申請者の利用場所への実地監査を行うものとする。

(不適切行為への対応)

第19条 県は、申請者又は利用者に次に掲げる不適切行為が認められた場合には、審査会に意見を求めた上で、調査情報の提供の禁止、不適切行為の態様に応じた利用者の氏名及び所属機関名の公表等の措置をとるものとする。

(1) 期限までに提供された調査情報(中間生成物を含む。以下この条において同じ。)の破棄を行わない場合

(2) 次に掲げる調査情報の紛失・漏えいにつながる行為

ア 調査情報が記録された媒体の持ち出し

イ 調査情報の外部ネットワークへの接続(電子メール等)による持ち出し

ウ コンピューターウイルス及び不正アクセスへの対策を施していない機器を用いた分析等の実施

(3) 調査情報の紛失・漏えい

(4) 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する分析をすること

(5) 承認された利用者以外に調査情報を提供した場合

(6) 承認された目的以外の目的で調査情報の利用を行った場合

(7) その他県の指示に従わない場合

(承認の取消し)

第20条 県は、申請者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、内容に応じて審査会に意見を求めた上で、当該申請者に係る調査情報の提供の承認を取り消すことができる。

(1) ガイドライン又は利用規約に違反し、県が定める期間内に当該違反が是正されないとき又は県において当該違反の是正が不可能と判断したとき

(2) 調査情報の取扱いに関し、不正行為(前条に掲げる不適切行為を除く。)があると判断したとき

(3) 申請書に記載された学術研究等の目的が達成できる見込みがないと県が判断したとき

(4) 県に提出した申請書、その他調査情報の提供の申請及び利用に関する書類の記載内容について、虚偽の記載があることが発覚したとき

(承認が取り消された場合の措置等)

第21条 前条の規定により調査情報の提供の承認が取り消された場合、県は、審査会に意見を求めた上で、申請者に対して次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 調査情報及び中間生成物の破棄を行わせること
- (2) 一定の期間又は期間を定めずに調査情報の提供の申請を受け付けないこと
- (3) 申請者の氏名、所属機関名及び取消事由の公表

2 前条の規定により調査情報の提供の承認が取り消された場合、県は、調査情報の提供の承認の取消し及び措置の内容について、申請者へ通知するものとする。

(委任)

第22条 このガイドラインに定めるもののほか、調査情報の提供事務に関し必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(経過措置)

2 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までは調査情報の提供の試行期間とし、本則第7条第1項第5号に掲げる研究機関に所属する申請者には調査情報の提供は行わない。

[和暦] 年 月 日

福島県知事 様

申 請 者

福島県県民健康調査情報の提供に関する申請書

標記について、福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン第8条の規定により、別紙のとおり調査情報の提供の申請を行います。

様式第1号別紙1（第8条関係）

1 申請する調査情報の名称及び項目

必要な調査情報及び項目に○を記入

調査情報	調査項目
基本調査	全て ・ 抽出
甲状腺検査	全て ・ 抽出
健康診査	全て ・ 抽出
こころの健康度・生活習慣に関する調査	全て ・ 抽出
妊産婦に関する調査	全て ・ 抽出

※抽出の場合別紙2に調査情報の名称及び項目番号（No.）を記入すること。

※申請者が、県民の健康の質の向上等に資する調査研究の実績を有すること及び研究に係る人的及び組織的な体制の整備状況を証明する書類を添付するものとする。

- 添付：実績を示す論文・報告書等（行政機関の場合不要）
- 添付：研究に係る人的及び組織的な体制の整備状況等

2 調査情報の利用目的及び必要性

(1) 研究の名称

(2) 研究の必要性

(3) 研究の概要

（研究の内容、利用目的、利用する方法及び作成する資料等の内容）

- 添付： 研究計画書等

(4) 研究の計画及び実施期間

3 外部委託の有無

有 ・ 無

※有の場合

- 添付： 様式第3号又は様式第3-2号

4 所属機関及び倫理審査委員会の承認

(1) 所属機関の承認

添付：別紙3

(2) 倫理審査委員会の承認

倫理審査委員会 名称：

承認番号：

承認年月日：

5 利用者の範囲（氏名、所属機関、職名）

添付：様式第2号（誓約書）

氏名	所属機関	職名	役割

全ての利用者分、表を追加すること。

所属機関が複数ある場合は、全ての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

6 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること。

7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

(1) 調査情報の利用場所

利用場所が複数ある場合は、すべて記載すること。

(2) 調査情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について

(技術的)

- システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。
- 調査情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。
- ログインパスワードを8桁以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。
- ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものの使い回しは避けている。
- ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。
- 外部ネットワークと接続する電子媒体（USBメモリ、CD-Rなど）を、調査情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。
- 調査情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威（盗難、破壊、破損等）、環境上の脅威（漏水、火災、停電等）からの保護にも配慮している。

(具体的に記載)

(3) 調査情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(物理的)

- 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。
- 調査情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。

(具体的に記載)

8 調査研究成果の公表方法及び公表予定時期

複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定時期を含めてすべて記載すること。

9 調査情報等の利用後の処置

10 調査情報の提供の方法

(1) 媒体の種類

光ディスク (CD-R 又は DVD-R)

外付けハードディスク

その他 ()

※原則として、データ抽出後に、申請者において準備してください。

※データサイズによっては上記選択以外の媒体で提供となる場合があります。

(2) 希望するファイル数

1 2 3 ※最大3まで

(3) 送付の希望の有無（受け取り方法）

郵送 直接の受取り

11 その他

事務担当者及び連絡先等を記載する。

他、必要事項があれば記載する

様式第1号別紙2（第8条関係）

申請する調査情報及び項目番号（No.）

基本調査

甲状腺検査

健康診査

こころの健康度・生活習慣に関する調査

妊産婦に関する調査

[和暦] 年 月 日

福島県知事 様

所属機関名

所属機関長職名

氏 名

印

福島県県民健康調査情報を利用した研究に関する承認書

(所属機関名 職名 氏名) が、福島県が定めた福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン及び県民健康調査の調査情報の提供に関する利用規約を遵守のうえ調査情報を利用した下記の研究を行うことを承認します。

記

[和暦] 年 月 日

福島県知事 様

申 請 者

誓約書

標記について、別紙に署名又は記名押印した者は、別添の福島県県民健康調査の調査情報の提供に関する利用規約の内容を遵守いたします。

様式第2号別紙

	利用予定者 署名・記名	押印 (記名の場合)	所属
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

欄が足りない場合は必要な行数を追加してください。

[和暦] 年 月 日

福島県知事 様

申 請 者

調査研究等の委託に係る申立書

[和暦] 年 月 日付けで提供の申請を行った調査情報については、一部の解析等を
(受託者名)に一部委託することとしていますが、委託する研究内容の範囲及び委託をする
必要性としては、下記のとおりです。

記

1 委託する研究内容の範囲

2 委託をする必要性

注) 以下の書類を添付すること。

- ・委託に係る契約書の写し
- ・秘密保持に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し

[和暦] 年 月 日

福島県知事 様

申 請 者

調査研究等の委託に係る申立書

[和暦] 年 月 日付けで提供の申請を行った調査情報については、一部の解析等を(受託者名)に委託することとしていますが、現在、委託契約の締結を進めており、申請書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいこととしておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしておりますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、委託先の利用者についても誓約書を提出していることを申し添えます。

記

- 1 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- 2 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- 3 関係資料の適正管理義務に関する事項
- 4 提供を受けた調査情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- 5 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の破棄に関する事項
- 6 業務の再委託の禁止に関する事項
- 7 提供を受けた調査情報の管理状況についての検査に関する事項
- 8 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- 9 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

形 式 審 査 報 告 書

申請者番号：

申請者名：

点検・審査事項	主な点検事項	審査結果 (○×を 記入)
(1) 調査情報の 利用目的	・研究目的やその計画内容等に公益性があること。	
	・研究成果が学術の発展に資するものであること。	
	・研究成果が県民の健康の維持、増進その他県民の利益につながるものであること。	
(2) 利用資格	・申請者及び利用者（学生等を除く。）は、特定研究機関に所属する者であって、研究活動を行うことを職務とし、所属する研究機関における研究活動に実際に従事している者であること。	
	・利用者（学生等に限る。）は、申請者又は利用者である研究者の責任の下で調査情報を利用する者であること。	
(3) 研究計画の 的確性	・研究過程において、他の情報との照合により個人を識別する内容となっていないか。	—
	・明らかに不適切な分析方法になっていないこと。	—
	・研究に不必要な調査情報の提供を求めるものとなっていないこと。	—
	・調査情報の利用期間が研究計画及び研究結果の公表時期と整合性がとれていること。	—
	・一の研究計画に対して、原則一の論文となっている等研究計画と公表予定内容との整合性がとれていること。	—
(4) 研究の実行 可能性	利用者の研究活動に関する過去の実績、研究に係る人的及び組織的な体制の整備状況等を総合的に判断して当該研究が実施可能であると認められること。	—
(5) 研究結果の 公表	研究結果について、学術論文を掲載することを目的として発行されるピアレビュー付きの学術誌に投稿する計画となっていること。	

様式第4号（第10条関係）

点検・審査事項	主な点検事項	審査結果 (○×を 記入)
(6) 利用期間	提供情報の利用期間（公表期間を含む。）が原則2年以内となっていること（利用期間の延長を申請する場合は、最長で通算5年以内となっていること）。	
(7) 所属機関の承認	研究の実施に当たり、申請者及び利用者がその者の所属機関からの承認を得ていること。	
(8) 倫理審査委員会の承認	研究の実施について、倫理指針に基づく倫理審査委員会の承認を得ていること。	
(9) 研究の委託	研究の実施について、研究の全部又は主要な部分を外部に委託しないこと。研究の一部を委託する場合には、委託する研究の範囲及び委託を行う必要性が、研究の目的及び内容に照らして、合理的であると認められること。	
(10) 提供調査情報の取扱い	利用者が調査情報を利用するに当たっては、調査情報の利用に制限を設けるとともに、組織的及び物理的な安全対策を講じるなど厳格な管理がされていること。	

形式審査の結果、提供できない場合その理由

--

確認日 [和暦] 年 月 日

確認者 所属

職・氏名

審査報告書

申請者番号：

申請者名：

審査委員会年月日：

点検・審査事項	主な点検事項	審査結果 (○×を 記入)
(1) 調査情報の 利用目的	・研究目的やその計画内容等に公益性があること。	
	・研究成果が学術の発展に資するものであること。	
	・研究成果が県民の健康の維持、増進その他県民の利益につながるものであること。	
(2) 利用資格	・申請者及び利用者（学生等を除く。）は、特定研究機関に所属する者であって、研究活動を行うことを職務とし、所属する研究機関における研究活動に実際に従事している者であること。	
	・利用者（学生等に限る。）は、申請者又は利用者である研究者の責任の下で調査情報を利用する者であること。	
(3) 研究計画の 的確性	・研究過程において、他の情報との照合により個人を識別する内容となっていないか。	
	・明らかに不適切な分析方法になっていないこと。	
	・研究に不必要な調査情報の提供を求めるものとなっていないこと。	
	・提供情報の利用期間が研究計画及び研究結果の公表時期と整合性がとれていること。	
	・一の研究計画に対して、原則一の論文となっている等研究計画と公表予定内容との整合性がとれていること。	
(4) 研究の実行 可能性	利用者の研究活動に関する過去の実績、研究に係る人的及び組織的な体制の整備状況等を総合的に判断して当該研究が実施可能であると認められること。	

様式第5号（第11条関係）

点検・審査事項	主な点検事項	審査結果 (○×を 記入)
(5) 研究結果の 公表	研究結果について、学術論文を掲載することを目的として発行されるピアレビュー付きの学術誌に投稿する計画となっていること。	
(6) 利用期間	提供情報の利用期間（公表期間を含む。）が原則2年以内となっていること（利用期間の延長を申請する場合は、最長で通算5年以内となっていること）。	
(7) 所属機関の 承認	研究の実施に当たり、申請者及び利用者がその者の所属機関からの承認を得ていること。	
(8) 倫理審査委 員会の承認	研究の実施について、倫理指針に基づく倫理審査委員会の承認を得ていること。	
(9) 研究の委託	研究の実施について、研究の全部又は主要な部分を外部に委託しないこと。研究の一部を委託する場合には、委託する研究の範囲及び委託を行う必要性が、研究の目的及び内容に照らして、合理的であると認められること。	
(10) 提供調査 情報の取 扱い	利用者が調査情報を利用するに当たっては、調査情報の利用に制限を設けるとともに、組織的及び物理的な安全対策を講じるなど厳格な管理がされていること。	

調査情報提供の適否

適当・不適当

調査情報の提供にあたり申請者へ付す条件

調査情報の提供が不適当であると判断した理由

健 第 号
[和暦] 年 月 日

（申請者） 様

福島県知事

調査情報提供承認通知書

標記について、[和暦] 年 月 日付けで申請された調査情報について、提供することを承認します。

承認番号：

条件：

健 第 号
[和暦] 年 月 日

（申請者） 様

福島県知事

調査情報提供不承認通知書

標記について、[和暦] 年 月 日付けで申請された調査情報について、下記の理由により、提供しないこととなりましたのでご了承ください。

記

提供をしない理由：

様式第9号（第16条関係）

福島県県民健康調査情報等の提供に関する変更申請書

〔和暦〕 年 月 日

福島県知事 様

申請者 所属機関名
職名
氏名

印

〔和暦〕 年 月 日付け福島県県民健康調査情報の提供に関する申請書については、記載事項の一部に変更がありましたので、以下のとおり申請します。

なお、本申請書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、変更前の申請書の記載内容に従って履行いたします。

1 調査情報等を用いて行う学術研究の名称

2 変更事項
＜変更前＞

＜変更後＞

3 変更理由

※ 必要に応じ、変更の必要性等を証する資料を添付すること。

変更届出書

〔和暦〕 年 月 日

福島県知事 様

申請者 所属機関名
職名
氏名 印

〔和暦〕 年 月 日付け福島県県民健康調査情報の提供に関する申請書等につきましては、記載事項に一部変更がありましたので、以下のとおり届出をいたします。

1 当初申請年月日 〔和暦〕 年 月 日

2 調査情報等を用いて行う学術研究の名称

3 変更事項

<変更前>

<変更後>

4 変更理由

備考

本様式は、次の事項

- ①利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合
- ②利用者を除外する場合
- ③申請内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような微細な修正を行う場合に利用することとし、利用目的や利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「福島県県民健康調査情報の提供に関する変更申請書」を提出すること。

[和暦] 年 月 日

福島県知事 様

申 請 者

破 棄 処 置 報 告 書

標記について、[和暦] 年 月 日付けで提供が承認された調査情報（承認番号）の利用が終了したため、提供を受けた調査情報の処置について、下記のとおり報告します。

記

1 処置年月日 [和暦] 年 月 日

2 処置方法

備考 申請書に記載した利用後の処置と異なる場合は、その理由を記すこと。

[和暦] 年 月 日

福島県知事 様

申 請 者

実 績 報 告 書

標記について、[和暦] 年 月 日付けで提供が承認された調査情報（承認番号 ）の利用が終了したため、提供を受けた調査情報の利用実績について、別添のとおり報告します。

備考 別添として、当該調査研究に係る成果資料（論文、学会発表抄録、書籍、ウェブサイト、会議資料等）を添付すること。